

令和2年度

定期監査結果報告書

田辺市監査委員

1 監査の基準

監査の基準は、田辺市監査基準（令和2年田辺市監査委員告示第1号）に準拠している。

2 監査実施部課等の名称及び実施年月日

監 査 実 施 箇 所		実 施 年 月 日
部等の名称	課 等 の 名 称	
中辺路行政局	総 務 課	令和2年10月29日
〃	住 民 福 祉 課	令和2年10月29日
〃	産 業 建 設 課	令和2年10月29日
消 防 本 部	田辺消防署中辺路分署	令和2年10月29日
教 育 委 員 会	中 辺 路 教 育 事 務 所	令和2年10月29日
市 民 環 境 部	市 民 課	令和2年11月5日
〃	保 険 課	令和2年11月5日
〃	環 境 課	令和2年11月5日
〃	廃 棄 物 処 理 課	令和2年11月5日
総 務 部	秘 書 課	令和3年1月28日
〃	総 務 課	令和3年2月5日
〃	新 庁 舎 整 備 室	令和3年1月28日
〃	財 政 課	令和2年11月6日
〃	契 約 課	令和2年11月6日
〃	税 務 課	令和2年11月6日
〃	納 税 推 進 室	令和2年11月6日
危 機 管 理 局	防 災 ま ち づ くり 課	令和3年2月5日
	会 計 課	令和3年1月28日
	議 会 事 務 局	令和3年2月5日
	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	令和3年1月28日
	農 業 委 員 会 事 務 局	令和3年2月5日

3 監査の概要と範囲

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく、令和2年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納保

管、財産管理等)の執行状況等

4 監査の方法と主眼

本年度の定期監査は、田辺市監査基準に沿い、行政監査の視点を持ちつつ、財務事務全般について次の事項を主眼とし、事前に提出を求めた資料に基づき補助職員に予備調査を行わせ、本監査においては各所属長及び担当係長等から説明を受け監査を実施した。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。
- (2) 文書類の整理及び保存は適正に行われているか。
- (3) 物品の管理は適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は適正に行われているか。
- (5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。
- (6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。
- (7) 補助金の交付は適正に行われているか。
- (8) 団体事務局の事務処理等は適正に行われているか。
- (9) その他

5 監査の結果

監査の実施箇所における事務の執行については、法令、条例及び規則等に準拠して、おおむね適正に事務処理されていると認められた。

監査結果は次のとおりで、一部の事項については留意が必要と認められるので、適正な事務の執行管理に努められたい。

- (1) 予算の執行は適正かつ効果的に行われているか。

予算の執行及び経理の状況については、おおむね適正に行われていると認められた。しかし、調定事務において、収入未済額の繰越しに係る調定日が会計規則に定められた日になっていないものが見受けられた。滞納繰越の調定日は、滞納繰越から滞納繰越へ繰越す場合は4月1日付で、現年から滞納繰越へ繰越す場合は6月1日付で調定を行われたい。また、調定決議書に調定額の根拠となる書類が添付されていない事例がごくわずかであるが見受けられた。さらに、ごく一部ではあるが、支出負担行為決議書の起票日が支出負担行為の発生日となっていないものも見受けられた。予算の執行に当たっては田辺市会計規則に基づき、適正な執行に努められたい。

- (2) 文書類の整理及び保存は適正に行われているか。

文書類の整理について、文書整理簿の文書取扱者が押印すべきところに受付担当者が押印していたものや、一部ではあるが、文書整理簿への押印漏れ及び收受発送欄のチェック漏れが見受けられた。また、文書分類表の細分類番号の付番誤りも散見された。

文書類の保存について、文書分類表に基づく保存期間が経過した文書の定期的な廃棄が行われていないものや、文書廃棄目録に廃棄日及び図書館移管日を記入していないものが見受けられた。適正な文書管理と事務の効率化を推進するため、田辺市文書規程に基づき処理されるよう努められたい。

また、一部に事務引継完了報告書が作成されていない事例が見受けられた。田辺市職員の服務に関する規程等に基づき適正に処理されたい。

(3) 物品の管理は適正に行われているか。

物品の管理については、おおむね適正に行われていると認められたが、納品書に管理職の確認印が押印されていないものが一部見受けられた。田辺市物品管理規則等に基づき物品の適正な管理に努められたい。

(4) 財産の管理は適正に行われているか。

財産の管理については、おおむね適正に行われていると認められた。ただし、一部の公共施設に係る賃貸借契約の見直しを検討されたい。

(5) 契約の締結及び更新手続は適正に行われているか。

各種契約の手続については、おおむね適正に行われていると認められた。

(6) 現金の取扱事務は適正に行われているか。

現金の取扱いについては、おおむね適正に行われていると認められた。現金の取扱いは複数人で確認をするなど引き続き管理の徹底を要望する。

(7) 補助金の交付は適正に行われているか。

補助金交付事務については、おおむね適正に行われていると認められた。引き続き、田辺市補助金等交付規則に基づき、補助金交付事務の適正な執行に努められたい。

(8) 団体事務局の事務処理等は適正に行われているか。

団体事務局の事務においては、おおむね適正に行われていると認められた。引き続き、現金の取扱いについては収支の調書を作成するなど、複数の職員による管理体制等を充実し、適正な事務の執行に努められたい。

(9) その他

新型コロナウイルスによる感染症は社会経済に深刻な影響を及ぼし、行政としてもその対応に追われている状況である。全国的には医療供給体制も寸前のところで崩壊を防ぐことができているが、予断を許さない情勢である。今後はワクチン接種など効果的な対応により、感染症の拡大防止と社会経済の両立を図ることが重要課題となってくる。

さて、人口減少社会に突入した我が国において、地方公共団体が提供する行政サービスの重要性は今後一層増大すると考えられる。田辺市においても市町村合併当時 85,666 人（平成 17 年 4 月 30 日現在の住民基本台帳による）だった人口が令和 3 年 1 月末には 71,907 人（住民基本台帳による）にまで減少している。人口減少社会においても行政サービスを安定的に提供していくため、地方公共団体においては、社会の要請に対応した地方行政体制を確立することが必要である。そして、行政サービスの提供の事務を適正に処理することが一層求められるところである。

平成 27 年度に第 31 次地方制度調査会は「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」をとりまとめた。その中で地方行政体制のあり方については、市町村が、地域経営の主体として、人口減少対策を講じつつ、引き続き持続可能な形で行政サービスを提供する必要がある、と答申している。ガバナンスのあり方については、地方公共団体は、人口減少社会において合意形成が困難な課題について解決することが期待されている。住民の福祉の増進に努め、最小の経費で最大の効果を上げるよう、地方公共団体の事務の適正性の確保の要請が高まる、と答申している。

答申後、地方公共団体等における適正な事務処理等の確保並びに組織及び運営の合理化を図る目的で地方自治法等の一部を改正する法律が平成 29 年 6 月に公布され、平成 30 年 4 月から令和 2 年 4 月にかけて順次施行されることとなった。

この改正により、令和 2 年 4 月から監査を行うに当たって必要な基本原則と考えられる事項を田辺市監査基準として策定した。今回はこの基準に基づいた監査を行い、特に指導性を重視した監査に留意した。

もう一点この改正では、都道府県と政令指定都市では内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務付けられた。内部統制とは、リスクの発生を未然に防止あるいは早期に発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する仕組みである。この仕組みを生かして行政事務の適正かつ効率的な実施を図るための体制が内部統制体制である。地方自治法の改正時の衆参両院の総務委員会において、努力義務とされた政令指定都市以外の市町村においても内部統制に関する体制の整備を促進する旨の附帯決議にもあるように、できる限り早い時期に田辺市としての内部統制体制の整備ができるよう望むものである。

田辺市では、津波避難タワー整備事業、新庁舎整備事業、斎場建設事業、景観まちづくり刷新事業、扇ヶ浜公園整備事業など大型事業の実施が続いている。近年は安定した財政状況が継続されているが、令和 2 年度をもって普通交付税の合併特例措置が終了するなど今後は財源の確保が課題となってくる。本市を取り巻く状況に対応し得るため、財源確保や財政健全化の観点か

ら不納欠損処理のあり方などを規定した債権管理条例を策定すべき時期に達していると思われる。

一方、田辺市の関係する各種団体等における不適正な会計処理事案に鑑み、現金の取扱いについては、定期監査を通して再三にわたり、複数人で確認をするなど管理の徹底を促してきたところだが、このような事象が発覚したことは、痛恨の極みである。これ以上田辺市役所に対する信用を損なうことがないよう公務員としての服務規律を改めて自覚し、職務に精励するよう強く求めるものである。管理職においては所属職員の業務外の行動についても把握する必要性を感じるころである。一たび不祥事を起こしてしまうと、田辺市役所全体の信用を損ねてしまうことを職員一人一人が肝に銘じてほしい。

また、前述した大型事業の多くは令和2年度に完了し、次はこれらの施設を生かしたまちづくりが問われることになる。職員自らが田辺市の将来を見据えると共に紀南地方の要になるという意識を持って、今後の職務に対しても勇猛果敢に取り組んでもらいたい。

最後に、職員の時間外勤務が多い状況には懸念をしている。新型コロナウイルス感染症対策という特殊事情があったにしても、過重な時間外勤務が続くことのないよう、また、年次有給休暇の取得を促進するなど業務の効率化、職員の適正配置及び健康安全管理にも努められたい。